



令和7年4月1日

建築確認申請の手数料を一部改正します

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正に伴い、令和7年4月1日より建築確認申請の手数料を一部改正します。

【改正概要】

建築確認申請の手数料に、建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合審査を行う場合に加算する手数料を新設します。

建築確認申請に加算する手数料は、仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合が対象となります。

< 建築確認申請の加算手数料 >

用途	床面積	手数料
一戸建ての住宅	～200㎡未満	¥12,000
	200㎡以上～	¥13,000
一戸建て住宅以外の住宅	～300㎡未満	¥22,000
	300㎡以上2,000㎡未満	¥36,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	¥57,000
	5,000㎡以上～	¥74,000

※従来の建築確認申請手数料・検査申請手数料に、変更はありません。
※規模により省エネ基準への適合が除外されるもの、及び省エネ基準への適合審査が省略されるものには加算されません。

【手数料額の一覧】

裏面をご確認ください。

【新たな手数料の適用日】

令和7年4月1日以降に申請するもの

※本市以外、及び指定確認検査機関に申請する際の手数料は、山梨県又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

甲府市 まちづくり部 建築指導課 審査係

☎055-237-5824

1.建築確認申請手数料・計画通知手数料

基本手数料			加算手数料 (住宅で仕様基準により省エネ基準の評価を行う場合)		
種別	床面積の合計		用途	床面積の合計	
建築物	30㎡以内		一戸建ての住宅	～ 200㎡未満	¥12,000
	30㎡超 ～ 100㎡以内	¥12,000		200㎡以上 ～	¥13,000
	100㎡超 ～ 200㎡以内	¥19,000	一戸建ての住宅以外の住宅	300㎡未満	¥22,000
	200㎡超 ～ 500㎡以内	¥53,000		300㎡以上 ～ 2,000㎡未満	¥36,000
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	¥101,000		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	¥57,000
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	¥143,000		5,000㎡以上 ～	¥74,000
	2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	¥208,000			
	10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	¥267,000			
	50,000㎡超 ～	¥519,000			
建築設備等	建築設備				¥23,000
		(計画変更)			¥12,000
	小荷物専用昇降機				¥13,000
		(計画変更)			¥8,000
	工作物				¥17,000
		(計画変更)			¥10,000

※建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更する場合は、その部分の2分の1の床面積で手数料を算定します。

2.中間検査申請手数料

種別	床面積の合計		手数料の額
建築物	30㎡以内		¥16,000
	30㎡超 ～	100㎡以内	¥19,000
	100㎡超 ～	200㎡以内	¥24,000
	200㎡超 ～	500㎡以内	¥33,000
	500㎡超 ～	1,000㎡以内	¥41,000
	1,000㎡超 ～	2,000㎡以内	¥55,000
	2,000㎡超 ～	10,000㎡以内	¥88,000
	10,000㎡超 ～	50,000㎡以内	¥142,000
	50,000㎡超 ～		¥290,000

3.完了検査申請手数料

種別	床面積の合計		手数料の額	
			(中間検査なし)	(中間検査あり)
建築物	30㎡以内		¥16,000	¥16,000
	30㎡超 ～ 100㎡以内	¥19,000	¥19,000	¥19,000
	100㎡超 ～ 200㎡以内	¥25,000	¥25,000	¥25,000
	200㎡超 ～ 500㎡以内	¥45,000	¥45,000	¥43,000
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	¥59,000	¥59,000	¥56,000
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	¥80,000	¥80,000	¥75,000
	2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	¥127,000	¥127,000	¥122,000
	10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	¥199,000	¥199,000	¥194,000
	50,000㎡超 ～	¥403,000	¥403,000	¥398,000
建築設備等	建築設備			¥36,000
	小荷物専用昇降機			¥32,000
	工作物			¥31,000